

提出日： 2024 年 12 月 2 日

研究促進期間制度 研究実績報告書

所属学部・研究科	身分	氏名
法務研究科	教授	伊 藤 壽 英

研究期間	以下1～4より、取得した研究機関を選択し、該当番号を右欄にご記入ください。	
	1. 2023年4月 1日 ～ 2024年3月31日	2
	2. 2023年9月 1日 ～ 2024年8月31日	
	3. 2023年4月 1日 ～ 2023年9月20日	
	4. 2023年9月21日 ～ 2024年3月31日	
活動報告	研究期間中に実施した研究活動を具体的にご記入ください。 海外活動補助費を受給した方は、海外活動の内容が分かるようにご記入ください。	
	(1) 研究計画に従い、資料収集とその分析、内外の制度改革・立法及び紛争解決制度についてリサーチした。 (2) アメリカの実務と研究動向をサーベイするために、ワシントン DC、ニューヨーク、およびノースカロライナにて研究に従事した。主に、国際商事仲裁センター（アメリカン大学）、IMF、SEC、フォードム大学およびデューク大学を訪問し、研究者・実務家にインタビューし、コロナやウクライナ戦争に起因する企業間紛争に関して、どのような理論的・実務的問題が生じ、どのような対応をしているかを、比較法的に検討した。	
得られた研究成果について	上記の研究活動の結果、得られた研究成果についてご記入ください。	
	(1) 企業間の紛争について、アメリカでは、管轄や準拠法の違いを超えて、公平・公正な解決制度を構築すべきであるという点では、学界・実務界ではコンセンサスが見られることが明らかになった。 (2) 複雑化多様化する企業間紛争については、紛争関係者を糾合し、合意にもとづいて妥当な解決に導く必要から、国際調停に対する関心が強くなっている。たんなる実務的手続的関心にとどまらず、実体レベルの規範の創造・整備が必要になっている。 (3) 国際仲裁・国際調停の領域では、各国の法制度・実務の違いを超えた、共通の実体規範の形成および公正な紛争解決制度の構築が重要であり、国際協力が必要である。	
今後の計画について	得られた成果を踏まえ、今後どのように研究を発展させる計画か、ご記入ください。	
	(1) 国際的な企業間取引に関する実体規範であるウィーン条約・ユニドロワ商事契約原則・EU 契約法の解釈にとどまらず、その背後にある法原理（ネットワーク契約、関係的契約理論など）を探究し、わが国において実効的に機能させるための研究を行う。 (2) このような実体レベルの知見にもとづいて、国際 ADR の実務的スキル養成のプログラムを検討し、たとえば IMF における集团的倒産 ADR プログラムと連動させて、法科大学院教育への還元を目指す。	